

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（①農林漁業者関係）	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>・特例措置の内容 生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の4、52条の2、同法第68条の15の5</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲23,900の内数) [平年度] — (▲23,900の内数) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成29年3月31日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。 農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。 このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。 また、近年少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、農業を取り巻く厳しい事業環境を乗り越えるためにも、農業の設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが「生産性革命」実現のためには不可欠。 さらに、平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」においても、「農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現」や「農林水産新時代の構築」として、農林水産業の持続的な成長経路の実現に向けた指針が位置づけられたところである。 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定） 第2 具体的施策 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p>	
	ページ	22—1

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

③データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの「スマート農業」の実現

イ) 先端技術の実装

- ・国、研究機関、民間企業、農業者の活力を結集し、現場ニーズを踏まえながら、バリューチェーン全体を視野に、オープンイノベーション、産学連携等を進め、AI、IoT、センシング技術、ロボット、ドローンなどの先端技術の研究開発から、モデル農場における体系的な一貫通貫の技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進する。

iii) 林業改革

①原木生産の集積・拡大

- ・林業の生産性を向上させるため、経営の集積・集約化を進めるエリアへの路網整備と高性能林業機械の導入を重点的に推進する。

iv) 水産業改革

①水産政策改革の推進

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」（平成 30 年 6 月 1 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、次の水産政策改革を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

① 農林水産新時代の構築

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく。AI・IoT等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる。

林業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムを創設し、意欲のある持続的な林業経営者に経営管理を集積・集約化する。また、このシステムの創設を踏まえ、平成 31 年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。また、路網整備や高性能林業機械の導入、CLTを含めた木材の中高層建築物等への利用拡大、生産流通構造改革及びセルロースナノファイバーの研究開発などを推進する。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」に即して、科学的・効果的な評価方法及び管理方法による新たな資源管理システムの構築や水産物の流通構造改革、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し、改革の方向性に合わせた漁協制度の見直しに取り組む。

本要望に対応する縮減案	なし
-------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 4-⑱ 林業の持続的かつ健全な発展 5-㉑ 漁業経営の安定</p>
	政策の達成目標	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、平成 30 年度における青色申告所得納税者 1 人当たりの 160 万円以上の高性能農業機械取得額の値：52,259 円（平成 29 年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 過去 1 年間に素材生産を行った経営体 1 経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：152 千円（平成 29 年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(漁業) 平成 30 年度の 1 件当たりの高性能漁業機械取得額（平成 29 年度実績値の平均 13.5 百万円）を基準値とし、これを維持すること。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	<p>(農業) 本特例措置は平成 29 年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであることから、目標としては中小企業投資促進税制と同じもの（「平成 28 年度における青色申告所得納税者（農業所得者） 1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値：86,463 円を維持すること」）であり、販売農家の一人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額は 92,031 円である。</p> <p>(林業) 本特例措置は平成 29 年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、過去 1 年間に素材生産を行った経営体 1 経営体当たりの高性能林業機械取得額を目標として設定したものである。 本特例措置の対象外のものも含めた 1 経営体当たりの機械取得額は 1,379 千円と推計される。</p> <p>(漁業) 本特例措置は平成 29 年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、生産性向上要件証明書 1 件当たりの取得金額を目標として設定したものである。 参考までに、平成 29 年度の減収見込額を算出すると 285 百万円の減収額となり、本特例措置は漁業機械を導入する漁業者に対して一定の効果がある。生産性の向上に資する漁業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。</p>

	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>31年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>25,156</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>4,043</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>105</td> </tr> </table>	区分	31年度 (見込み)	対象数(台)	25,156	適用件数(件)	4,043	減税見込額(百万円)	105
		区分	31年度 (見込み)							
対象数(台)	25,156									
適用件数(件)	4,043									
減税見込額(百万円)	105									
		<p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>								
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>								
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」及び「中小企業投資促進税制」がある。</p> <p>「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は、消費税の引き上げを踏まえ、農林水産業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>「中小企業投資促進税制」については、農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。</p>								
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体育成支援事業 2,721百万円 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち 高性能林業機械等の導入 12,290百万円の内数 浜の活力再生交付金 約67億円の内数 								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとするやる気と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>								
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p>								
		ページ								
		22—4								

	<p>また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>																				
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <p>平成 27 年度 41,852 件の内数 平成 28 年度 34,811 件の内数 平成 29 年度 4,043 件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成 27 年度 935 百万円の内数 平成 28 年度 851 百万円の内数 平成 29 年度 193 百万円</p> <p>適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等により減税見込額を算出。 平成 27 年度～平成 28 年度については、中小企業投資促進税制の適用件数及び減収額であり、本特例措置に該当する部分については、その内数となる。</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 28 年度</p> <table border="1"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 45 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 9 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 369 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 137 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 27 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 159 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(適用業種全体の総数であること。)</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>	(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 28 年度における青色申告所得納税者(農業所得者) 1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値: 86,463 円を維持すること。(中小企業投資促進税制の拡充として要望)</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間平成 31 年 3 月迄)</p>																				